



うそ電話詐欺防犯情報

有料サイト等の未納料金を請求する架空請求詐欺に注意!!



実在する会社等になりすまし、「有料サイトの未納料金がある」などと言って、「架空の料金」を請求するメール・電話による被害や相談が後を絶ちません。犯行グループは、「知らないうちに、サイトにアクセスしたかも・・・」などといった心情を巧みに利用して連絡を待っています。また、電話の相手は男性がほとんどですが、最近、女性も確認されていますので、注意してください。下記の事例を参考にして、被害に遭わないように注意してください。

【事例】

- 1 電話番号へのショートメールメッセージ（SMS）、個人アドレスへのメールが届く。
- 2 送信者には、非通知、電話番号、実在する通信販売会社名、インターネットサイト運営会社名などが表示される。
- 3 記載内容は、

〈例1〉 料金未払が発生しています。本日中にご解決なき場合は、少額訴訟へ移行させていただきます。

- ・ 支払いコード〇〇〇-〇〇〇
- ・ お客様センター 〇3-△△△△-××××

〈例2〉 有料コンテンツ（有料サイト）登録料金未納です。本日にご連絡なき場合は、法的手続に移行します。

- ・ 〇〇カスタマーセンター（サービスセンター） 〇3-△△△△-××××

など、いろいろな内容で送り付けられます。

※ 心当たりがなく、不安になって、相手に詳しく聞こうと電話したところ

- ・ 携帯電話を利用してアクセスした有料サイト料金〇〇万円が未納である。
- ・ △△のサイトに登録されている。サイト登録料金が〇〇万円になっている。
- ・ 支払は、
 - ① コンビニで電子ギフト券（電子マネーカード）を購入し、番号を連絡すること。
 - ② 払込票番号を教えるので、コンビニのレジで番号を伝えてお金を支払うこと。
 - ③ コンビニでマルチメディア端末（チケット予約や電子決済などで利用できる機器）を操作して、出力した用紙をレジに持って行き、お金を支払うこと。

などを指示されています。

また、相手に「お金がない。」と伝えたところ、「一旦支払えば、あとで返金する。」と言ってローン会社の無人契約機に誘導され、相手から電話で機械操作の指示、暗証番号の指定を受けるなどして、お金を借り入れさせた上で、電子マネーカードを購入させるといった事例も発生しています。

【注意点】

被害金は、これまでの口座振込や宅配便での送金などの外、

- ・ ①のように、電子ギフト券（電子マネーカード）を購入させ、カード記載の番号を聞き出し、購入金額相当の利用権利をだまし取るもの。
- ・ ②や③のように、犯人が通信販売等で購入（申込）した商品などの代金を「収納代行」という支払方法を悪用し、被害者に肩代わりさせ支払わせるもの。

による被害が増加しています。

※ 電話の相手（犯人）は、男性と思いがちですが、女性の場合もあります。

※ 心当たりのない支払、不審に感じた電話やメールがきたら、慌てて手続きしないで、家族や警察などに相談して、被害に遭わないように注意しましょう。

※ 不審電話等の相談は、最寄りの警察署又は鹿児島県警察本部へ（Tel.099-206-0110又は#9110）

